

2024.5.9

田村まみ組織内参議院議員、厚生労働委員会で質疑！

## 雇用保険法の改正について

4月25日に引き続き、本国会に提出された雇用保険法の改正案について、「雇用保険の被保険者要件のうち、週所定労働時間を20時間以上から10時間以上に変更し、適用対象を拡大すること（施行時期2028年10月1日）」について審議をしました。



田村まみ議員、武見厚生労働大臣（右）

[https://youtu.be/8gnP3HRQ\\_Zk](https://youtu.be/8gnP3HRQ_Zk)

田村まみ組織内参議院議員、発言抜粋

### 雇用保険法の改正について



#### まみに聴かせてキャンペーンに寄せられた声

「時給アップが今春も決まり、**年収の壁**で雇用保険喪失手続きをしなくてはならない従業員が増大します。」

「2024年度4月より**20時間未満の従業員が雇用保険対象外**となった。若いパートナーさんの育児に関わる手当が無くなる。ただでさえ若いパートナーさんが休みの都合(土日祝など)の条件がなかなか合わずに入社しないのに、今働いて頂いている若手のパートナーさんまで働きにくくなる。なんとかして欲しい。」

「今後の働き方について：**扶養範囲内の人が時間短縮にする人が多く、雇用保険に加入出来ない人が増えてきてしまう。**」

「扶養内で働いています。賃金アップはありがたいですが壁を意識して働いている者にとっては**働く日数が減ることによって雇用保険喪失の寸前まで来ています。13年間掛けてきた失業保険がもらえなくなります。国はキャリアアップ助成金を準備しましたが会社がやらないと対象にならない。賃金アップでみんなが喜べるように早く制度を整えて欲しい。**」

- 前回の厚生労働委員会での厚生労働大臣の答弁「雇用保険の適用拡大にあたり、何千万人もの被保険者情報を管理する国内でも有数の巨大システムの改修が必要であり、慎重に対応すべき」に対し、施行期日について、システム改修はあくまで技術的な要因であり、制度上の要因ではなく、予算の積み増しや高度人材の確保によって期間を前倒し出来るのではないかと問いただきました。
- 厚生労働省からは、夜間や土曜日も空けているハローワークもあり、システムの改修対応は限定的なスケジュールでしか対応できず、その他のシステム改修も予定していることから、予算をかけても対応は困難との見解が示されました。
- 雇用保険法の改正にあたり、労働政策審議会の中でも施工期日についての具体的な議論はなく、また大型のシステム改修についても労働政策審議会の議事録に記載されていなかった中で、施工期日が2028年10月1日とかなり先に設定されていることに対して、本来ならば労働政策審議会での議論もすべきであったと指摘しました。また、賃上げによって雇用保険を抜けざるを得ない人たちが増え続けていることに対する厚生労働省の課題認識を問いつつ、こうした人たちへの調査も行うべきであると訴えました。
- 厚生労働省からは、就業調整に伴って雇用保険の被保険者資格を喪失する方々の実態を把握し、労働政策審議会の中で議論を深めていくとの回答がありました。
- 雇用保険法については、資格の喪失後1年を経過して再度加入した場合、これまで何十年と雇用保険を払ってきたとしても基本手当の給付日数は積み上がらず、ゼロからの始まりとなるという課題を踏まえ、給付期間を積算方式とすることについても検討すべきと課題提起しました。